

総基移第 61 号
平成 29 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

総務大臣
山本 早苗

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の一部改正について（通知）

拝啓 時下貴職におかれてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、総務省では、平成 29 年度より、「携帯電話等エリア整備事業」において、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する費用並びに 3.9G (LTE) 以降の高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を追加又は更改する費用も支援対象とすることとしております。

また、地方分権改革に基づく「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）を受け、携帯電話等エリア整備事業で取得した財産について、特定の条件に該当する場合の財産処分の手続を簡素化することとしております。

さらに、同年度より、「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」においては、補助率の一部嵩上げ（財政力指数 0.4 以下の市町村が、条件不利地域において事業を実施する場合、補助対象経費の 3 分の 2 を補助）をすることとしております。

そのほか、一般社団法人等を補助対象とする「電波遮へい対策事業」については、同年度より、医療施設において電波遮へい対策を実施する場合も支援対象とすることとしております。

今般、当該事業の実施等に向けて「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」の一部を改正いたしましたので、貴職におかれましては、本事業の円滑な実施が図られるよう格段のご配慮を賜りますとともに、貴管内市町村に対する周知や事業の実施に係る連絡調整等についてよろしくお取り計らい願います。

なお、下記に掲げるものを添付いたします。

敬具

記

- ・ 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（総基移第 380 号（平成 17 年 11 月 25 日））
- ・ 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の一部改正（新旧対照表）